

## 第7章 給 与

### ○海部地区急病診療所組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和61年6月16日)  
(条 例 第 11 号)

改正	平成2年2月26日	条例第2号	平成13年2月23日	条例第1号
	平成2年8月13日	条例第7号	平成20年2月8日	条例第3号
	平成5年2月15日	条例第1号	平成21年2月23日	条例第2号
	平成8年1月22日	条例第1号	平成21年8月24日	条例第5号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

**第2条** 議員報酬年額は、次のとおりとする。

議 長 30,000円

副議長 23,000円

議 員 19,000円

(議員報酬の支給方法)

**第3条** 新たに議員となった者には、その日から議員報酬を支給し、議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに受けるべき額の議員報酬を支給する。

2 議員が任期満了、辞職、死亡等によりその職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。

3 議員報酬は、管理者が定める日に支給する。

(費用弁償)

**第4条** 議員が職務を行うため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、内国旅行の旅費については、別表のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(委任)

**第5条** この条例の実施について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年6月14日から適用する。

附 則 (平成2年2月26日条例第2号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年8月13日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成2年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の海部地区休日診療所組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、旅行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

**附 則**（平成5年2月15日条例第1号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**（平成8年1月22日条例第1号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年2月23日条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年2月8日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成21年2月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成21年8月24日条例第5号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

**別表**（第4条関係）

車 賃 (1キロメートル につき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)		食 卓 料 (1夜につき)
		甲 地 方	乙 地 方	
20円	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円

備考 宿泊料の欄中「甲地方」とは、東京都の区に存する地域、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市をいい、「乙地方」とは、その他の地域をいう。